

令和4年度統合整備推進研修（会計研修）の開催

日時：令和5年1月26日（木）

13:30～16:30

場所：東京都農業振興事務所

主催：全国水土里ネット支援部

土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）は、農林水産省の補助事業で全国土地改良事業団体連合会（以下「全国水土里ネット」という。）が実施している。

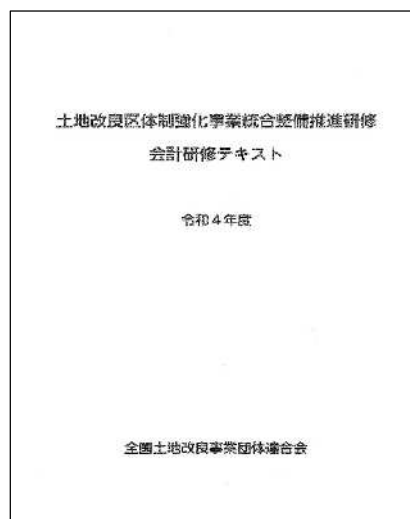
土地改良区は、農業水利施設の管理や農業生産基盤の整備を通じた農地の利用集積を推進する中心的役割を担う団体であり、その機能と役割が十分発揮されることが期待されている。

一方で、農業・農村の構造の変化や組合員のコスト意識の高まりが見られるとともに、土地改良区の組織運営や土地改良施設・受益農地の管理が複雑化・高度化している状況が見られることから、土地改良区の統合再編、事業運営の透明化等の推進による組織運営基盤の強化、農業水利施設の計画的かつ効率的な保全管理、所有者の所在が不明なものを含む農地の利用集積への対応等の技術向上等による事業実施体制の強化を図ることが求められる。本事業では、財産管理制度の活用推進対策、研修・人材育成等を実施し、土地改良区の体制強化に資することを目的としている。

東京都土地改良事業団体連合会では全国水土里ネットの協力を得て、当該事業のうち複式簿記会計に対応するための土地改良区向け研修会を毎年実施してきたところである。

令和4年度は、令和5年1月26日・東京都農業振興事務所（立川市）において都内5土地改良区から20名が参加した。研修会は全国水土里ネットから金内琴美主査を講師に招き、「①財務諸表の作成手続き（基礎編）（実践編）」、「②財務諸表等を活用した財務分析の手法」等3時間にわたる講義であった。

また、研修会で募集した質問事項について、後日、次のとおり回答をいただいた。



R4年度統合整備推進研修(会計研修)質問票

土地改良区名等	質問欄	回答欄	備考
講義:財務諸表等の作成手続き			
A土地改良区	1 補助金を受けた土地改良施設で、耐用年数終了までに除却する場合の処理の方法は如何か。	<p>補助金を含む土地改良施設を耐用年数が残っている状態で除却する場合、施設に処分制限がかかっている場合や補助金返還が必要な場合もありますから、まずは補助者とよく相談をしてから除却の判断をすることが必要と考えます。その上で除却することになった場合は、除却時点での帳簿価額を踏まえ、特定資産の区分からその他固定資産の区分に振り替えてから除却処理を行います。その際、売却価額と帳簿価額の間には益が出た場合は売却益を、損が出た場合は売却損を計上します。</p> <p>なお、補助金に関しては指定正味財産から一般正味財産への振替処理も併せて必要です。</p>	
講義:財務諸表等を活用した財務分析の方法			
B土地改良区	1 十分な運転資金として現預金と次年度繰越金の額が最低でも3ヶ月分程度の必要性があるとのことですが、額としてはどちらが上が望ましいでしょうか。	<p>「次年度繰越金」は貸借対照表の「現金及び預金」と理論的には一致しますので、貸借対照表から翌年度の十分な運転資金があるかを判断するには「現金及び預金」の金額から判断しますし、収支決算書からだと「次年度繰越金」から判断します。</p> <p>ただし、資金収支整理期間を設けている場合はこの期間の入出金も反映されますので、「次年度繰越金」と「現金及び預金」は必ずしも一致しませんが、この場合は収支決算書に対する注記においてその金額を明らかにし、次年度繰越金から翌年度の運転資金が十分かを判断することが適当と考えます。</p> <p>なお、土地改良区の運営内容は様々であり、3ヶ月は一つの目安としてお示ししたものですから、どの程度の手元資金とするかは実態を踏まえて判断する必要があります。</p>	
講義:単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する方法			
C土地改良区	1 賦課金等の収入がある場合、少額でも当期の不納欠損引当金を計上した方が良いのか。	<p>少額であっても当該長期未収賦課金等について徴収不能のおそれがある場合には、徴収不能見込額を不能欠損引当金として計上する必要があります。</p>	
D土地改良区	2 過誤に受け取った賦課金がある事に気づかず繰越をした場合の翌期処理の仕方。経常外損失にできるのか、又、勘定科目に登録されていないからどうするのか。	<p>賦課金の過誤納還付は相手方の請求(債務の発生)に基づくことになり、前年度以前の還付であれば、当該年度の支出予算に基づいて支出処理を行います。</p> <p>●土地改良区の債務の発生 収支:振替命令書 ¥20 雑費/未払金 複式:¥20 雑費/未払金</p> <p>●債務の支払 収支:支出命令書 ¥20 雑費 複式:¥20 未払金/現金及び預金</p> <p>上記処理で使用している勘定科目は会計基準で定められている勘定科目ですので、設定が無い場合は登録が必要です。 なお、勘定科目は雑費の他、過誤納還付金(新設)などで処理している事例もあります。</p>	
その他			
E土地改良区	1 支払先の振込手数料を雑費で当期決算3月末に請求額と一緒に未払金として計上している。予算の関係もあるのですが、来期の支払時に費用処理するのは可能でしょうか。	<p>期末日時点で未払金として計上する金額は請求額ですが、支払った際に支出する振込手数料は翌年度の費用として処理することでよいと考えます。</p>	
E土地改良区	2 借入金をしたい場合に選択できる金融機関に制限はあるのでしょうか。	<p>土地改良区で取引金融機関を定めていればそれに従いますが、定めていない場合には選択に制限はありません。 いずれにしても、あらかじめ、総(代)会で議決された金融機関である必要があります。</p>	